

新型コロナウイルス関連 1.12②

令和3年1月12日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

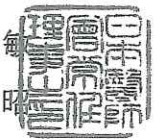
神奈川県医師会より通知が参りましたので、お知らせいたします。
鎌倉市医師会ホームページへアップロードしてありますので、ご覧ください。

日本医師会

常任理事 釜薙

官川

政昭



診療・検査医療機関等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医政局地域医療計画課、同省医薬・生活衛生局総務課の連名にて、各都道府県等衛生主管部（局）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに本会に対しても周知方依頼がありました。

例年、季節性インフルエンザの流行期に多数発生する発熱患者への対策が今年度も必要ですが、これまでの医学的知見に基づけば、季節性インフルエンザと COVID-19 を臨床的に鑑別することは困難である状況です。

これを踏まえた都道府県による発熱患者等の診療又は検査可能な診療・検査医療機関の指定について、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月7日付（健Ⅱ264F））をもって貴会宛てにお送りいたしました。

本事務連絡は今般の感染状況等を踏まえ、診療・検査医療機関等から感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合について、「帰国者・接触者外来等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者に処方箋を交付する場合の留意事項について」

（令和2年5月26日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、医政局地域医療計画課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）に従って下記のとおり、ご対応いただくよう連絡するものです。

記

1. 診療・検査医療機関の医師は、患者が薬局に来局せずに、薬局の薬剤師による電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けることが適切であると判断する場合は、患者に対して、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月14日付（地43）（健Ⅱ34）をもって貴会宛てにお送りいたしました）に基づく対応ができる旨説明すること。
2. 1.により、患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を希望せず、薬局における対面での服薬指導等を希望する場合には、感染拡大を未然に防止する観点から、診療・検査医療機関の医師は、可能な限り、患者が希望する薬局の連絡先等を把握し、患者の同意を得た上で、事前に当該薬局に対し情報提供するとともに、患者に対しても当該薬局にあらかじめ連絡するよう伝えること。

以上